

令和7年度 高齢者の肺炎球菌感染症の 予防接種について（接種費用一部公費負担）

対象の方は、予防接種の効果や副反応などをご理解の上、健康な時に接種を計画しましょう。なお、接種義務はありませんが、ご本人が希望される場合に限り接種を受けることができます。

1. 対象者

伊丹市に住民登録があり、

今までに 23 価肺炎球菌ワクチンの予防接種（任意接種も含む）を受けたことのない
下記の①または②に該当し、予防接種を希望する人

① 65歳の誕生日の前日～66歳の誕生日の前日までの人

② 60歳の誕生日の前日～65歳の誕生日の前々日までの人で身体障害者手帳 1
級相当の心臓、じん臓、呼吸器の障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機
能障害のある人（障害者手帳または診断書持参）

2. 自己負担金 4千円

* 生活保護法による被保護世帯に属している場合は、「生活保護受給証明書」、
また中国残留邦人等支援法による給付を受けている場合は、「支援給付受給証
明書」を医療機関へ提出すれば無料となります。（いずれも市福祉事務所で発行
しています。）

3. 持ち物 マイナ保険証等

市保健センターから送付された案内

4. 接種場所 市内実施医療機関（事前予約要）

5. 注意事項

1) 住所地以外の医療機関で接種を希望される場合、市保健センターでの事前
申請が必要です。（この手続きをしていないと、費用が全額自費となり、
国の健康被害の補償を受けることができません。）

2) 長期療養を必要とする病気のために医師より接種対象年齢の間、接種不可
と指示されている場合、回復後にその理由等を医師が専用書式に証明し、保健
センターで申請すれば、回復後1年間は接種費用一部公費負担で接種できま
す。（条件あり）

接種記録は大切に!!



伊丹市マスコット たみまる

伊丹市立保健センター 伊丹市千僧1丁目1番地1

☎ 072-784-8034 / fax 072-784-3281

令和7年4月発行

肺炎球菌感染症ってどんな病気ですか？

肺炎球菌は主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。成人肺炎のうち1/4～1/3は肺炎球菌が原因と言われています。

どんな効果があるの？

肺炎球菌には93種類の血清型があり、定期接種で 사용되는23価の肺炎球菌ワクチンは、そのうち23種類の血清型に効果があります。またこの23種類の血清型は成人の重症の肺炎球菌感染症の原因の約7割を占めるという研究結果があります。

定期予防接種要注意者（医師にご相談ください）

①心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患などの基礎疾患のある人 ②過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた人 ③過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある人 ④過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の人がいる人 ⑤このワクチンの接種液の成分に対してアレルギーをおこすおそれのある人

定期予防接種を受けることができない人

①明らかに発熱している人（37.5℃以上の場合） ②重篤な急性疾患にかかっている人 ③このワクチンの成分によって、アナフィラキシー（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）をおこしたことがある人 ④その他かかりつけ医に予防接種を受けないほうがよいといわれた人 ⑤過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種したことのある人 *前回より5年以上経過し、接種希望であれば医療機関へ相談を。【任意接種で受けることができます。（費用全額自費、医薬品医療機器総合機構（PMDA）の補償となります。）】

副反応にはどんな症状がありますか？

注射部位のはれ、いたみ、熱感、発赤が5%以上で認められます。筋肉痛、倦怠感、違和感、悪寒、頭痛、発熱もありますが、いずれも2～3日で消失します。

接種後の注意点

- ①接種後30分間は、アナフィラキシーがおこることがあり、ショックに至ることもありますので、医師とすぐ連絡がとれるようにしておきましょう。
- ②接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、すみやかに医師の診察を受けてください。
- ③接種後1週間は体調に注意しましょう。また接種後、はれが目立つときや気分がわるくなったときなどは医師にご相談ください。
- ④接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- ⑤接種当日ははげしい運動はさけてください。その他はいつもどおりの生活で結構です。
- ⑥高齢者の肺炎球菌ワクチンは、他の生ワクチンや不活化ワクチンとの接種間隔に制限はありません。

健康被害救済制度について

定期の予防接種を受けて健康被害（入院相当）を来たした場合、申請により国が予防接種と因果関係がある旨を認定された場合、給付を受けることができます。（治療開始後5年以内）
ご利用を希望の場合は、すみやかに市保健センターまでご相談ください。

